

第3次三田市スポーツ推進基本計画(案)に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について

【第3次三田市スポーツ推進基本計画(案)を修正するもの】

No	項目	頁	意見の内容	市の考え方
1	「計画の位置づけ」	2	本計画の根拠は、スポーツ基本法の第1条第1項ではなく、第10条の誤りではないか。	地方スポーツ推進計画の策定にあたっては、スポーツ基本法を参酌して計画を定めることから、基本法第1条「目的」主旨に沿った計画を策定していくことから、基本法第1条に基づきとしていたが、基本法第10条第1項に「地域スポーツ推進計画」の策定についての項目があることから、法との位置づけを明確にする観点から、記載表現として「 スポーツ基本法第10条第1項に基づき、国の・・・ 」と改めます。
2	「競技スポーツの推進」	26	「スポーツ少年団のジュニア選手のレベルアップ」とあるが、三田市が輩出しているジュニアアスリートの育成母体は、民間スポーツ事業者やスポーツクラブ21の定期活動団体である実態を踏まえ、「スポーツ少年団」を「民間スポーツ事業者やスポーツクラブ21の定期活動団体」に変更すべきと考える。また、市としての支援策(資金支援等)があれば、明記してほしい。保護者にスポーツは受益者負担が原則で無料でないことを理解してほしい。	「ジュニア選手のレベルアップ」については、民間スポーツ事業者やスポーツクラブ21が重要な育成母体であり、実績についても理解しています。 本計画においては、「ジュニア選手のレベルアップ」の支援策について、26ページⅡスポーツで「夢」と「輝き」を！【基本的な取り組み】(1)競技スポーツの推進においてスポーツ協会と連携し、育成プログラムの取組などを支援し、ジュニア選手の発掘・育成を目指し、種目協会において取り組みを進めると明記しています。 受益者の経費負担については、現在においても施設利用料やクラブ会費等が発生しており、受益者負担についてご理解いただいているところだと考えます。 以上を踏まえ、次のとおり修正します。 「スポーツ少年団、民間スポーツ事業者やスポーツクラブ21のジュニア選手のレベルアップ」
3	「アダプテッドスポーツ」(障害のある方のスポーツ)	21 29 31	「アダプテッドスポーツ」と「障害者スポーツ」は異なります。「アダプテッドスポーツ」は参加者の体力や障害によってルールや道具を柔軟に変更するスポーツです。 スポーツ政策において、国、県計画では「アダプテッドスポーツ」はレクリエーション的要素が強くスポーツ施策に含まれていません。 県計画においては「障害者スポーツの推進」を政策目標とし実施主体を明確にする等、実効性のある施策としていることから「障害者スポーツ」に変更されるべきと考える。	本計画では、29ページⅢスポーツで誰もがつながり「幸せ」を！【現状と課題】において、障害のある方もそうでない方も一緒にスポーツを楽しめるよう、スポーツにおけるインクルーシブな環境整備等を進めることが課題です。このことから「アダプテッドスポーツ」についてもスポーツ施策に含めています。しかしながら、計画内容が主に「障害のある方のスポーツ」についての施策となっているため、次のとおり修正します。 P21 3計画の体系、P29 P31取り組み項目「 障害者スポーツ 」
4	「運動・スポーツを通じた交流の機会づくり」への追記	31	競技協会登録者には協会主催大会等、定期的な大会参加機会があるが、協会未登録の愛好者には他のクラブとの相互交流の機会がない。各クラブ間の定期的な相互交流は活動参加者の増加にもつながると考える。計画に「スポーツクラブ21の定期活動に参加するスポーツ愛好者(競技協会未登録者)を対象とした種目別のネットワークづくりを目指します。」の追加を希望する。	競技協会未登録者を対象とした交流機会の提供は、本市のスポーツ人口を増やすことにつながると考えられることから次のとおり追記します。 「スポーツクラブ21の定期活動に参加するスポーツ愛好者(競技協会未登録者)を対象とした種目別のネットワークづくりを目指します。」
5	「公認スポーツ指導員」	31 33	「指導員」という用語は、旧制度における指導者等級のひとつを示す用語です。「公認スポーツ指導者」へ訂正する必要がある。	現行制度に合わせて、次のとおり修正します。 P31「 公認障がい者スポーツ指導者 」 P33「 公認スポーツ指導者 」

No	項目	頁	意見の内容	市の考え方
6	「35ページの成果指標」の削除	35	三田市における本年度の公認指導者数は120名です。法人化数は4団体が存在しています。35ページの成果指標は実態と伴わないため削除すべきと考える。	本計画の「指導者数」には、スポーツ協会加盟競技団体の指導資格者も含まれています。法人化数については当初、スポーツクラブ21に限定し計画していましたが、スポーツ団体としたため実態との相違がありました。成果指標は、令和3年度を基準年としておりますので令和3年度末時点での法人化されている3団体に変更し、次のとおり修正します。 法人化数 「 3団体 」

【第3次三田市スポーツ推進基本計画(案)を修正しないが参考とするもの】

No	項目	頁	意見の要因	市の考え方
7	「地域スポーツクラブ」と「地域スポーツ団体」の使い分け	13 20 26 33 34	「地域スポーツクラブ」については一部、スポーツクラブ21であることが示されているが、19ページ以降では、「地域スポーツクラブ」の名称は記載がなく「地域スポーツ団体」と用語が統一されている。「地域スポーツ団体」の用語と合わせて、誰を示すのか明記が必要。	「地域スポーツクラブ」はアンケートにおいて使用した用語で、主にスポーツクラブ21を指します。 本計画においては、「地域スポーツ団体」という用語を使用し、体育振興会をはじめ、地域でスポーツの振興に寄与する団体を広義で指しています。 どちらの用語も、「誰」を限定しているものではありません。
8	「課題の整理」	17 18	現状分析の根拠の信頼性がないため、計画自体が体裁だけを整えたように感じる。 最優先課題は、「関連組織体制の再構築(基盤整備)」及び「ガバナンス、コンプライアンスの遵守徹底」であるが、これまで10年以上、放置されてきた。 スポーツ振興に携わる関係組織団体に対して運営主体は誰か、実施主体は誰か、その施策は何のために実施するのかを具体的に明示することで計画の実行性が高まる。	ご指摘のとおり、関連組織体制の再構築(基盤整備)は、重要課題の1つです。基盤整備等については、スポーツ推進審議会で継続的に検討してきており、本計画では基盤整備等について新たな方向性について明示しています。
9	「1. 基本理念」	19	スポーツの定義が明確に示されていない。国、県計画の定義に併せて「運動」「体育」「スポーツ」のそれぞれの定義が必要ではないか。	19ページの第3章計画の基本理念と基本方針の1基本理念において「競技スポーツをはじめ、健康づくりやレクリエーション、世代間交流や介護予防、ツーリズム等、スポーツを多面的にとらえ」と市のスポーツの方針を示すとともに幅広くとらえており、広義的に計画体系に示しています。
10	「かんじる」の定義	19 20 26	「かんじる」スポーツと「みる」スポーツの違いを明確に示してほしい。「かんじる」を追加する必然性が感じられない。「かんじる」を「みる」に修正することを希望する。	「かんじる」スポーツは、例えば、視覚に障害のある方がスポーツ観戦をしたときの、競技や会場の雰囲気や「肌でかんじる」といったことも含まれます。 また、スポーツ基本法にも充足感や一体感、感動といった「心でかんじる」ことが含まれています。これは必ずしも付帯的なものに限定されるものではありません。
11	「1. 基本理念」「2. 基本方針」「3. 計画の体系」	19 20 21	スポーツ基本法条文に規定されている基本的事項(指導者の育成、スポーツ施設の整備等、学校施設の利用、スポーツ事故の防止等、地域スポーツの振興のための事業への支援等)の整備に取り組むべきと考える。	本計画は、スポーツ基本法を前提におき、本市が現状において取り組むべき施策を記載しています。 19ページ第3章計画の基本理念と基本方針の2.基本方針において、指導者の育成、スポーツ施設の整備、地域スポーツの振興のための事業等について記載しております。
12	「指導者」の定義 「マネジメント」	20 28 29 33 34 36	「指導者」の定義が曖昧であるため、指導者資格を有する「公認指導者」と統一すべきと考える。 また、スポーツマネジメントにおける公認資格者の配置についても希望する。	指導者やマネジメント人材は、必ずしも公認指導者資格の保有者であるべきものとは考えていません。本計画では、スポーツ協会加盟種目協会の指導資格者等も指導者と捉えています。 スポーツ実施者を増やしていくためには、市の地域性を考慮してボランティアの指導者やマネジメント層にもすそ野を広げ、層を厚くする必要があります。

No	項目	頁	意見の要因	市の考え方
13	「(1)子どものスポーツ」	30	県計画に併せて「運動・スポーツが好きになる機会の創出」「発育・発達段階に対応したスポーツ環境の準備」「ファミリースポーツ等の機会の充実」の追加を希望する。	29ページのⅢスポーツで誰もがつながり「幸せ」を！の【基本的な取り組み】(1)子どものスポーツにおいて「スポーツを通じたコミュニケーションの機会づくり」の中で県計画と同様の方向性を示しています。
14	「(2)若者のスポーツ」 「(3)ミドル・シニアのスポーツ」	30 31	県計画に併せて「若者のスポーツ」「ミドル・シニアのスポーツ」を「生涯スポーツの推進」に変更し、「誰もが気軽に参画できるスポーツ機会の充実」「総合型地域スポーツクラブ等の質的充実」の追加を希望する。	30ページから32ページのⅢスポーツで誰もがつながり「幸せ」を！の【基本的な取り組み】の各項目において乳幼児期から高齢者、障害のある方まで各カテゴリー別に記述しています。それらをまとめて生涯スポーツとして位置付けています。
15	「スポーツクラブ21」	34	県計画では、「スポーツクラブ21」を使わず、国計画に併せて「総合型地域スポーツクラブ」を使用している。市の計画においても整理する必要がある。	本計画は、国・県の計画とは、必ずしも一致するものではないと考えています。市がこれまで使用し、市民に認知されている「スポーツクラブ21」の用語を使用しています。
16	「指導者派遣」 「研修会」「指導者研修」	28 34	「公民連携による地域のスポーツ振興組織」の範囲について、スポーツ協会、スポーツ推進委員、スポーツクラブ21ともほとんど機能していないと考える。従来のやり方が機能していないため、民間スポーツ事業者を加え、公立学校利用を認めるべきと考える。 また、各スポーツ団体による公認スポーツ指導者の配置を義務化することで公認ライセンス保有者の拡大と把握が実現すると考える。 公認指導者は、適宜研修受講が必須となっているため、各スポーツ団体がガバナンスコードを遵守すべき。	33ページⅣ次世代をつなぐ新たなスポーツコミュニティを！の【基本的な取り組み】(2)中学校の部活動移行に向けての取り組みを進めるうえでスポーツ協会等との連携は不可欠です。今後想定される学校への指導者の派遣や研修においても民間のスポーツ指導者等を積極的に活用できる仕組みの検討を進めます。 また、(4)人的資源のマネジメントにおいて、市とスポーツ協会は、地域性を活かしたスポーツ指導者やコーディネーターとしての役割を担えるよう指導者育成、研修を進めます。各スポーツ団体においては、国、県計画に沿ってスポーツ庁が進めるガバナンスコードの策定促進に取り組んでいただきます。
17	「(2)学校部活動の地域移行に向けての取り組み」	34	部活動の地域移行の際には、生徒に合ったクラブを自由に選択できる配慮が必要と考える。国計画に併せて「誰もがアクセスできる環境の整備」の追加を希望する。	33ページⅣ次世代をつなぐ新たなスポーツコミュニティを！の【基本的な取り組み】(2)中学校の部活動移行に向けての取り組みを進めるうえで、地域移行に向けた協議会を立ち上げます。今後ご指摘の部分については慎重に検討を行います。
18	「(4)人的資源のマネジメント」	34	県計画に併せて「経営人材、指導者など地域スポーツ活動を支える人材の育成を促進」の追加を希望する。	33ページⅣ次世代をつなぐ新たなスポーツコミュニティを！の【基本的な取り組み】(4)人的資源のマネジメントにおいて、市とスポーツ協会は、地域性を活かしたスポーツ指導者やコーディネーターとしての役割を担えるよう指導者育成、研修を進めます。

No	項目	頁	意見の要因	市の考え方
19	安全安心にスポーツができる施設管理	37	地域スポーツクラブは、スポーツ活動拠点として学校施設を使用している。市立学校の補修については学校教育課が主管であることから、担当課に学校教育課を追記すべき。	社会教育法及びスポーツ基本法等に基づき学校体育施設の施設開放をしています。学校体育施設については、教育委員会の所管ですが、学校施設開放事業を所管する文化スポーツ課と教育委員会が調整のうえ必要な補修等を進めていることから本計画では、担当課を文化スポーツ課としています。
20	ガバナンス、コンプライアンスの遵守徹底とリスクマネジメント、スポーツ政策の根本的施策の追加	-	国、県計画に併せてガバナンス、コンプライアンスの遵守徹底とリスクマネジメント、スポーツ政策の根本的施策を追加すべき。	ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底、またスポーツ実施者の安全安心の確保などのリスクマネジメントについては、国、県計画に沿って取り組みを進めていただくことから本計画では記載していません。